

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所１号館２階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和７年２月教育委員会会議：定例会

期 日 令和７年２月１９日（水） 開会 午後３時００分
閉会 午後６時０５分

会 場 社会福祉センター３階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 柴内 靖 委員
清水 弥生 委員

傍 聴 者 ０名

出席職員	教 育 長	圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長	緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱)	村上 武宏	教育部参事(指導課長事務取扱)	榎本 泰之
	教育総務課長	宮崎由美子	教育センター所長	神成 裕尊
	社会教育課長	舎人 樹央	佐倉図書館長	利光 尚
	文化課長	富田健一郎	教育総務課施設班長	新川 ゆか
	教育総務課企画財務班長	伊藤 浩司	教育総務課企画財務班	林 真理子
	学務課学事班長	曾田 一幸	学務課学校管理班	東平 幸
	指導課保健給食班長	指旗 尚		
事務局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	小高 純

〈 会議概要 〉

１ 教育長開会宣言

２ 報告事項

① 教育長、柴内委員より４件報告 (教育長)

諸般の報告を４点申し上げる。１月２４日開催の令和６年度第２回教育長教育委員研修会、校長会議、２月５日開催の教頭会議、２月７日開催の令和６年度市町村教育委員会研究協議会について。

なお、令和６年度第２回教育長教育委員研修会については、柴内委員から

報告をお願いします。

まず1月24日に中央公民館にて開催された校長会議について。最初に、佐倉市の子どもたちからはやらされ感を感じない、子どもたちの表情がいいと、これは北総教育事務所の指導室長の話である。指導室長は、管内の多くの学校を訪問する中で佐倉の学校を訪問したときに感じたということで話を伺ったので、これを校長先生方に伝えた。各学校の先生方がふだんから子どもたちのやる気を上手に引き出す工夫をしてくれている結果であると私は捉えていると話をした。

次の2つの事柄は、校長会議、教頭会議ともに話したことである。1つ目として職員の育成、特に若手教員職員の育成について。子どもの対応に迷う教師に、こうしたらうまくいったと他の教師から声がかかるのが理想だと思う。ただ、忙しければそんな時間もなかなか取れなくなる。本来は教頭や主任層が関わり、学年あるいは学校全体の課題として対応すべきことも個別の教師、クラスの問題に置き替わってしまうことがないのか。1人で悩み、行き詰まり、ストレスをためることが不適切な指導や体罰等につながる、あるいは精神的に病んでしまう。このようなときにやはり重要なこととして、チームとしての後ろ盾があるかどうかではないかと、このような話をし、各学校の体制について再度確認をするとともに、特に諸若年の教員の指導については適切な支援体制の構築をお願いした。

2つ目としては、次年度の教育計画の作成に当たって2点話した。1点目は、組織の前例踏襲、現状維持は衰退の始まりであるということ。教職員のベクトルを常に前に上に向けていくために、校長、教頭の一貫したリーダーシップが不可欠であるということ。なかなか思いどおりに進まない案件も多くあると思うが、やはり学校経営は守りに徹すると前例踏襲、現状維持に陥る危険があるので、マンネリ化を打破して新鮮味を打ち出してほしいということを伝えた。

2点目は、教職員の参画意識を育てるための職場風土を醸成してほしいということ。今年度を振り返る中で授業改善はどこまで進んだのか、いじめ撲滅や不登校対策はどのような成果が上がったのか。校内の運営組織は機能し、目的を果たしたかなど、本年度の教育活動を多方面から洗い出して、成果と課題を明確にする中で、課題が明確になると教職員にはそれを改善してよりよくしていきたいという意識、あるいは意欲が出てくるのではないかと、そのように私が考えているというような話をした。会議のための会議ではなく、知恵を出す会議にしていきたい、そして仕事をみんなで仕上げていくと、そのような職場風土のためには、誰もが気兼ねなく意見を言える、このような環境づくりが大切だという話をした。

続いて、2月7日に新橋のカンファレンスセンターで開催された令和6年度市町村教育委員会研究協議会について。参加した分科会の1回目には、柴内委員が不登校、いじめ対策について、私が地域と学校の連携協働について、2回目には、ともに学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行についてに参加した。全国各地からの参加者とテーマに沿った有意義な情報交換、意見交換を行うことができた。今回の研修を今後に生かしてまいりたい。

この中で、特に私が1つ印象に残ったことは、スポーツ庁の部活動の地域

移行の担当者が、短い時間であったが、少し講演をしてくれた。その中で、この地域移行については学校の部活動の横スライドではない、新たな価値の創造なのだと、こういう視点で考えることが必要だというような話があった。私もこの話を聞いてはっとしたのだが、子どもたちの活動の場をどうやって地域でつくってあげるか、確保してあげるかというような視点でどうしても考えがちだが、それだとやっぱり横スライドなのだと思う。そうではなくて、新たな価値の創造なのだとすると、やはりこの地域の方々にももっともっと情報を発信して協力をしていただきながら、その地域の方々もそれに関わって、それが地域の活力になる、そういうような方向を考えていくということが必要なのかなと感じた。今後に生かしてまいりたい。

(柴内委員)

令和6年度の第2回教育長教育委員研修会について報告申し上げる。今年度予算に関わる部分と来年度のことに関係がある。

1月24日金曜日にスタートおおたかの森ホールで開催され、圓城寺教育長と宮崎教育総務課長と私、3人で参加した。演題については、教師を取り巻く環境整備についてということで、文部科学省初等中等局財務課教職員配置計画専門官の廣石孝様の話を伺った。

内容としては3点ある。まず、大きな1点目として学校における働き方改革に関するこれまでの経緯で、この経緯については直近のだけ話をすると、令和5年4月に教員実務実態調査速報値を公表して、教員の時間外在校等時間は小学校で月41時間、中学校で月58時間程度と前回調査よりも一定程度の改善はあったものの、引き続き取組を加速する必要があるということが示されている。それを受けて令和5年5月に中教審に諮問して、令和5年8月に中教審が緊急提言を行っているとおりである。そこには学校、教師が担う業務に関わる3分類に基づく業務の精選、見直しの徹底や各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し、保護者等からの過剰な苦情に対する教育委員会等の行政による支援体制の構築、小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の全小中学校への配置拡大等が緊急提言された。それを受けて、現在進行している令和6年度の予算として、皆さんがご存じのように小学校高学年における教科担任制の拡大、35人学級の計画的配備などの教職員定数の改善、教員業務支援員の全小中学校への配置などの支援スタッフの配置充実、先ほどもあった保護者等からの過剰な苦情に対応するためのモデル事業の創設、こういうものが予算措置されて現在進められている。

続いて、大きな2点目の柱として令和6年、昨年8月に中教審答申として、令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策についての説明があった。ここには3つの柱があり、まず1点は学校における働き方改革のさらなる加速化、2点目は学校の指導、運営体制の充実、3点目は教師の処遇改善を一体的、総合的に推進するということの3つが掲げられたが、特にその中ではポイントとして、まず1点目は学校における働き方改革のさらなる加速化では、3分類に基づく業務適正化の徹底、校務DXによる業務効率化及び全ての教育委員会における働き方改革の取組の状況の見える化や定量的な目標設定をしたPDCAサイクルの構築を実施する。

2つ目として学校の指導、運営体制の充実では、小学校中学年における教

科担任制、生徒指導担当教師の全中学校配置、若手教師支援、学校の組織的、機動的なマネジメント体制構築に向けた新たな職の創設、教師の処遇改善では、教職員調整手当を10%以上だったり、あるいは新たな職に対応した級の創設、それから学級担任への業務特殊手当などのポイントが出されている。

最後、大きな3点目は、今現在国会で審議されている令和7年度の予算に関する方向性で、今国会審議中なので、具体的なことをここで話すわけにいかないと思うが、文部科学省として、来年度こんな方向で考えていますよという話を伺うことができたので話すと、まず1点は教職員調整額の率を引き上げていくという部分、それから中間段階で働き方改革や財源確保の状況を確認すること、3つ目は学級担任の処遇の改善、4点目は小学校教科担任制のさらなる拡大、それから令和8年度から中学校の35人学級の方向性の定数改善であったり、そのような内容、ほかにもあるが、来年度予算としてそういう方向性で考えていると。特に小学校の教科担任制の拡大であったり、あるいは学級担任への特別な給与の加算だとか、新しい視点が具体的な数字で今後上がってくるのではないかなと。ただ、これも国会審議中なので、国会で令和7年度予算が通らなければ意味がないが、そういう方向で文部科学省は考えているとのこと。

1点付け足すと、文部科学省としては、将来的に教師の平均時間外在校時間については月20時間程度に縮減したいと、そういう方向で考えているという話であった。

② 教育懇話会について【教育総務課長】

令和6年度の教育懇話会について報告する。

配付資料のとおり、1月22日、千代田小学校において教育懇話会を開催した。参加者総数は、一般参加者を含め105名。千葉県警察本部によるSNS（スマホ）トラブル防止についてと題した講演の後、8グループに分かれ、SNSのトラブルに巻き込まれないためにはどのようにしたらよいか意見交換を行った。

意見交換を通して、SNSを避けられない時代の中で学校や家庭のみで全てのトラブルを把握することは難しいため、学校、家庭、地域が連携して子どもたちにSNSの使い方やルールを教え、大人も子どももSNSについての知識を増やすことの大切さについて意見があった。また、SNSから離れる時間をつくり、顔を見合わせてコミュニケーションを取るものの大切さについても再認識をした。児童からは、トラブルを防ぐためにSNSに関するルールをつくり、ルールを守って使用していきたいとの意見があった。それぞれの立場で何ができるかを考えるよい機会になったのではないかと考えている。

懇話会の概要やいただいた意見や感想などは、ホームページでも周知を図っていく。

③ 印教連教育功労者表彰について【学務課長】

印旛地区教育委員会連絡協議会が表彰している令和6年度の印教連教育功労者表彰の受賞者について報告する。

今年度は、2月4日火曜日に印旛教育会館において表彰式が行われ、賞状

の伝達がされた。佐倉市からは、資料にあるとおり6名の校長先生方と1名の教頭先生、1名の教諭が受賞された。6名の校長先生方は、それぞれに教育行政や県や郡、市町で活躍され、印旛教育に多大な貢献をしたものとして受賞されたものである。1名の教頭先生は、県や郡、市町で活躍され、印旛の国語教育に多大な貢献をしたものとして受賞されたものである。1名の教諭については、郡や市町で活躍され、印旛の特別支援教育の発展に貢献したものとして受賞されたものである。

④ いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況について報告する。1月末日のいじめの認知件数は、小学校が440件、中学校が315件の合計755件である。いじめの内容で多いものとしては、これは年間を通してだが、冷やかしからかいなどの言葉によるものが460件となっている。今後もいじめの未然防止の取組を積極的に行っていくよう、各学校に指示してまいりたい。

⑤ 感染症の状況について【指導課長】

1月11日から2月14日までの感染症について報告する。インフルエンザが214名、新型コロナウイルス感染症が49名、水痘16名、感染性胃腸炎8名、マイコプラズマ肺炎6名、溶連菌感染症と流行性角結膜炎が各4名、流行性耳下腺炎が1名となっている。この間、中学校1校で学年閉鎖、小学校2校3学級で学級閉鎖があった。2月12日には、千葉県インフルエンザ警報が解除され、佐倉市の小中学校についても現在は大きな流行はなく、落ち着いた状況ではあるが、学校では今現在、また今後卒業生を送る会や卒業式の取組が活発になるため、各学校には基本的な感染防止の取組を今後もしっかりと行っていくよう指示していく。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。

今話があったようにインフルエンザが結構多かったのだが、これは1月中の話であり、先週、令和7年の第7週、2月10日から2月16日、インフルエンザは定点当たり2.75である。

先ほど流行期が解除という話だったが、まだ2.75あるので、気をつけていただきたいと思う。その前の週、第6週、2月3日から2月9日が3.83、そのもう一つ前、第5週、1月27日から2月2日までが定点当たり5.5、ここで一旦収まった。その前の週の1月20日から1月26日が、定点当たり13.63あったので、この間で大体2.5分の1になった。集計上1月の数が多かったので、インフルエンザが多かったということになる。

新型コロナウイルス感染症については、第5週と第4週の間でインフルエンザと逆転している。この第4週と第5週というのは、1月27日から2月2日が第5週で、1月20日から1月26日が第4週なので、この間に逆転をした。ちなみに、第7週、2月10日から2月16日がまだ定点当たり7.5ある。その前の第6週、2月3日から2月9日が8.42、その前の週、第5週、1月27日から2月2日が8.5なので、大体横ばいだが、この第3週にわたってほとんど減っていないので、今お話しのように卒業式があったり年度末なので、

気をつけていただいたほうがいいかもしれない。インフルエンザは、もうこのまま多分落ち着いてくるはずだが、新型コロナウイルス感染症はまだ見通しが立たないので、引き続き気をつけていただきたい。

マイコプラズマについては、印旛市郡医師会内でほとんど報告がなくなっている。ただ、感染性胃腸炎が先週、第7週、2月10日から2月16日が定点当たり13.44ある。その前の週、第6週も13.31で、ほとんど変わっていないので、この辺も気をつけていただきたい。

3 議決事項

議案第1号 令和7年度佐倉市当初予算（教育委員会所管分）について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ。歳出予算の総括である。令和6年度当初予算における教育委員会所管分歳出予算の総額は50億3,348万3,000円である。令和6年度当初予算と比較すると、令和7年度の予算は4億67万7,000円の増加となり、令和7年度の予算額は54億3,416万となる。

予算を大きく分類すると、毎年度必要となる経費である経常事業と、政策判断に基づく経費や臨時的に必要となる経費の臨時事業と2つに区分している。経常事業は、総務費を含めると35億1,787万2,000円、うち職員人件費が11億9,000万円となり、政策的経費・臨時事業は19億1,628万8,000円となっている。

続いて2ページ。教育委員会所管分の歳出予算に係る項別内訳である。令和7年度当初予算は、前年度当初予算と比較して全ての項目で増加している。小中学校費の増加については、学校施設の改築、改造事業に係る費用や情報機器整備事業の増加によるものである。

続いて、社会教育費については地域連携事業の増加によるもの、また保健体育費については学校給食管理運営事業の増となっている。

続いて、13ページから15ページまで。こちらは経常事業の一覧となっている。経常経費については、前年度当初予算と比較すると増額となっているが、光熱水費をはじめ様々な物価上昇の影響により、令和7年度についても依然厳しい財政状況となっている。

続いて、11ページから12ページ。こちらは政策的経費・臨時事業の一覧となっている。令和7年度当初予算の主な特徴としては、人件費や物価高騰などが続く中、政策的効果のより高い事業に予算を集中させ、着実に教育施策を実施していくものとなっている。具体的には、これまで取り組んできた特別支援教育、英語、外国語活動をはじめとした様々な事業について継続的な推進を図りつつ、小学校水泳指導委託事業など拡充して取り組んでいくものや、幼保小架け橋プログラム推進事業や多様な学びの教育相談事業、地域連携事業など新規で取り組んでいくものなどがある。

政策的経費・臨時事業のうち増額となる主な事業について、一覧に沿って説明をする。11ページ、ナンバー7、教育センターの特別支援教育推進事業については、特別支援教育支援員等の任用や教育支援委員会の運営に係る経費となっている。

続いてナンバー14、同じく教育センターの多様な学びの教育相談事業については、多様な学びの相談員や学校教育相談員を配置し、登校できない児童生徒の居場所づくり、学習支援や相談事業を行うための経費である。

続いてナンバー18、指導課の小学校水泳指導委託事業については、プール施設を持たないか、もしくは老朽化により自校での水泳指導の実施が困難な小学校における水泳指導を委託するために要する経費であり、令和7年度は6年度より対象校を4校増やしている。

続いて、ナンバー19とナンバー23、学務課の学校情報機器整備事業については、小中学校においてコンピューター等の情報機器を活用した学習環境の整備、充実を図るため、タブレット端末やネットワーク機器の更新等の経費を計上するものである。

続いてナンバー22とナンバー25、教育総務課の学校施設改築・改造事業については、学校のトイレ改修や施設、設備の改修に向けた設計業務、また今後の学校のあり方基本方針等策定支援業務委託などに要する経費を計上するものである。

ナンバー28、社会教育課の地域連携事業については、放課後の子どもの安全な居場所確保のため、放課後こども教室の運営委託料や地域学校協働推進委員への謝礼などを計上するものである。

続いて12ページ。ナンバー36、指導課の学校給食食材支援事業については、給食食材の一部、米、パンなどの主食を公費調達するために要する経費を計上するものである。

政策的経費・臨時事業のうち増額となる主な事業については以上である。3ページから10ページまでについては、政策的経費・臨時事業の歳出の詳細を財源となる歳入と併せて記載している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

1ページ目、第2款の総務費、市史編さんに要する経費として690万8,000円ということか。4ページの2項の目のところに市史編さん費というのがあるが、ここの項の合計として94万3,000円になっている。

【佐倉図書館長】

前回に比べて若干増額になったのだが、1ページ目の上の経常事業、こちらでは市史編さんの職員の時給がアップしたもので、その増額である。下の政策的経費については来年度内示で、まだ内示の段階だが、市史研究が予算としてついており、そちらに要する経費が40万ほど見込まれている形になる。

【委員1名より】

1ページ目の690万というのが、全て史編さん事業に行っているということか。

【佐倉図書館長】

委員おっしゃるとおりである。

【委員1名より】

4ページ目の94万3,000円というのは、これはどういうふうに考えたら

いいか。

【教育総務課長】

4 ページの 94 万 3,000 円というところだが、こちらは政策的経費・臨時事業を抜粋したものを掲載しており、その 690 万 8,000 円のうち 596 万 5,000 円の分については経常事業であり、こちらには載せていないというような資料のつくりとなっている。

【委員 1 名より】

4 ページ目、2 款の総務費の市史編さん事業の大事業、中事業名の 4 の節の 7、報償費、講師謝礼 33 万になっている。これは、講師謝礼なので講演会の謝礼だが、何回の何人分ということか。

【佐倉図書館長】

講師謝礼の 33 万の内訳だが、実際の講演会等を行うのは 1 回で、謝礼は約 3 万円。残りの 30 万、こちらは市史研究を執筆するときの執筆をしていただく先生方への謝礼ということになっている。

【委員 1 名より】

何人に年間 30 万か。

【佐倉図書館長】

1 文字当たり 5 円といったような計算になっており、何人になるかは、把握していない。

【委員 1 名より】

1 文字 5 円というやり方、あまりよく知らないのだが、一般的なやり方なのか。

【佐倉図書館長】

全国的にそういった市史研究は文字当たりで計算をしているというようなところである。

【委員 1 名より】

6 ページ、第 2 款の 1 項学校管理費の水泳指導事業の委託料。先ほど 4 校増えたので 3,300 万ということだったが、何回指導があるのか。

【指導課長】

1 回 2 時間の 3 回ということで、単位時間としては 6 回になる。

【委員 1 名より】

送迎も含んでの金額か。

【指導課長】

バスでの送迎としており、全て含んでいる。

【委員 1 名より】

割合ちょっと安めの感じがする。安くやっただけだという感じなのか。

【指導課長】

そうである。予算、見積り等を出していただきながら、こちらとしても今後全校に拡大していきたいというものも含んでいるので、このような状況となった。

【委員 1 名より】

これは入札ではなかったか。

【指導課長】

入札ではなく、随意契約である。

【委員 1 名より】

9 ページ、9 款社会教育費の図書館費について、R F I D 機器というのは何の略か。

【社会教育課長】

この英語の正式な名称は分からないのだが、自動貸出装置の機器、それに関する賃借料である。

【委員 1 名より】

10 ページ、6 款保健体育費の大事業、中事業の小学校給食施設設備事業について、中学校も同じだが、この需要費の修繕費が 50 万は、何をする経費なのか。

【指導課保健給食班長】

小規模な不具合が施設にあった場合に床を補修するとか、そういう形の費用を積算したものである。

【委員 1 名より】

予備的な費用と考えていいか。

【指導課保健給食班長】

大規模なことはここでは想定はしていないというところで、臨時的なところを想定している。

【委員 1 名より】

11 ページ、政策的経費の 10 番、いじめ対策調査会の委員報酬の 7 年度予算が 1,000 万ほど削られているが、委員が減っているわけではないので、この費用はどこへ行ってしまったのか。どこかへ移したのか。

【指導課長】

こちらの減額については、実は学校支援アドバイザーの人件費で、来年度よりその事業については廃止ということで、そのためのこの費用の減額になっている。これまでいじめ等に対して、各学校を巡回等したりもしていたが、いじめの取組については指導課でこれまでも十分な取組を行ってきたということと、あと巡回等も適宜我々で行っていている状況もあり、それといじめの本市の指導助言についても指導課が担っているところもあるので、今後も指導課で対応できるであろうということで、今回このような形になっている。

【委員 1 名より】

では、もう新たなこういうアドバイザーのような人員は確保しないということでしょうか。

【指導課長】

そうである。

【委員 1 名より】

14 ページ、ナンバー40、職員人件費が 1,000 万の増額になっているが、

文化課職員の人件費は教育委員会の費用なのか、市長部局に移っているのではないのか。

【社会教育課長】

組織としては移っているが、予算としてはあくまでもこの教育費の中で対応しており、例えばスポーツに関するものも9款の中に入っていたりとか、予算は特に変わるわけではないというところなので、引き続き9款の中で社会教育課及び文化課については賄うというところで、変わっていない。

【委員1名より】

普通に考えると、組織が変われば予算の出どころって変わってくると思うのだが、そうではないのか。

【社会教育課長】

例えば青少年に関するものに関しても、こども支援部で行っているが、9款についたままであったり、あと先ほど話があった市史編さんについても教育委員会に移管した事務にはなっているが、総務費のままであったり、予算についてはあくまでもその款に、例えば教育費なら教育費に合ったもので対応していくということで、変更はしていないというものである。

【委員1名より】

政策に係る予算というのはそれでもいいと思うが、人事、人に係る予算なので、やっぱり所属で出すのが筋ではないかと思うのだが、違うと考えていいということで分かった。

【社会教育課長】

私たちも予算要求のときに、正直なところ話をするのだが、こちらで対応してくださいということで、そのように対応しているところである。

【委員1名より】

15 ページ、ナンバー68、学校通学路の安全確保事業について、今安全を強く、安全確保に力を入れているはずだが、備品が1,100万減額になっており、これはどういうことか。どこかに付け替えているのか。それともそのまま減っているのか。

【学務課長】

今まで警備を警備業者に委託していた部分があるが、来年度はやめて、危機管理課と連携を密にして、一般の青パトを持っている方たちへの協力を危機管理課を通してお願いしていくということと、あとは事務局職員による青パトでの巡回は継続して行うので、その2つで子どもの安全を見守っていこうということで次年度は取り組んでいく。

【委員1名より】

青パトに乗っている方はボランティアの方も入っているのか。職員だけか。

【学務課長】

教育委員会の青パトに乗っているのは、基本的に事務局の職員だけである。

【委員 1 名より】

先ほどの 15 ページ、68 番の学校通学路安全確保事業で防犯用備品購入等と書いてあって、この 1,000 万減った分は巡回パトロールを来年はやらないという話。要は登下校時に回ってくれるのと、学校の中に入ってきて、回って安全を確認してくれる作業をやっている方のこと。これをやめる理由というのは何か。

【教育部長】

まず、教育委員会として予算の要求はしたが、市全体の方針の中で、安心安全というのは子どもたちの通学だけではなくて一般の市民の安心安全というのも、トータルで考えていくべきという市長部局の方針があり、危機管理課でボランティアの人に青パトでやりたいと手を挙げてもらおうと、青パトの助成金を出してボランティアのような形で現在回ってもらっている。それを強化することによって子どもたちの安全についても網羅したり、そういったことで、市の方針で予算がつかなかったということである。

【委員 1 名より】

事情は大体察したが、納得できないのは、学校安全については金を削減してはいけない部分だと思っているので、教育委員の立場から言わせてもらおうと、この警備予算はきちっとつけてもらうのが大事ではないかなと思っているので、伝えておきたい。これに併せて、施策を読んだときに文言が直されていて、学校職員も登下校の安全に関わるような文面に変わっている、追加されている。働き方改革の観点から言えば、学校の職員を登下校のところでやるというのは反対の方向。そんなところへひずみが出ていと思うので、やっぱり考えていただいたほうがいいかなと思っている。教育委員会は、それは納得していないということは了解した。

5 ページの 17、インクルーシブ教育システムの推進事業の中の学校支援コーディネーター報酬 2 人分と書いてあるが、このコーディネーターの具体的な職務というのはどんなことを行っているのか。

【教育センター所長】

学校支援コーディネーターと銘打っているが、こちらは言語通級指導教室のことばの教室の子どもたちの検査をしたり、スクリーニング検査に行ったり、若い先生がいれば、そういった先生方に言葉の関係の研修とかの場面を与えたり、そのような校内にしながら子どもたちの言葉、吃音や構音障害を直していくことを行っている。

【委員 1 名より】

11 ページ、14 番の多様な学びの教育相談事業の関係で、6 年度はゼロで 7 年度予算額、新規事業で多様な学びの相談員、学校教育相談員と書いてあるが、学校教育相談員は前からいると思うが。

【教育センター所長】

今回この新しい事業には 2 つあり、1 つは校内教育支援センターを中学校に開設するに当たり、その相談員をつけるというのが 1 つと、もう一つが今委員のおっしゃったとおり学校教育相談員、これはルームさくらの臼井教室を開設する。この開設に当たって、ルームさくら志津教室や佐倉教

室と同じような学校教育相談員を充てるということになった。ただ、志津教室と佐倉教室は経常予算についており、そこからの増減ができないということで、今回は臼井教室の相談員については臨時で立てることになった。

【委員1名より】

その臼井教室を新設する上での相談員のお金がここに一緒に入っているという意味か。

【教育センター所長】

そうである。

【委員1名より】

先ほどのように、いじめ防止対策のお金の部分がここへ流れているという感覚か。

【指導課長】

委員おっしゃるとおりで、指導課としては学校支援アドバイザーの要望はしたが、教育委員会全体を見て、今不登校とか、そちらのほうが非常に困難な状況でもあるということで多様な学びの教育相談事業となった。

【委員1名より】

多様な学びの相談員は、どちらかというといじめではなくて、不登校とかそういう対応を狙っているという意味か。

【指導課長】

主に不登校の対応ということで、この事業を新たにスタートしている。

【委員1名より】

これはいい悪いではなく、予算措置だけ見ると、いじめを重点ではなくて不登校の対策を重点にしたみたいな捉え方に見えるのかなと思った。

15 ページの 66 番、夢咲くら館の管理運営事業について、前年度ゼロ円で今年度からというのは、急に修繕が必要だからということか。

【社会教育課長】

令和6年度までは政策的経費になっていたが、政策的経費はゼロになって、経常経費に入れた関係で、基本的には予算はついているが、組替えということである。

【委員1名より】

11 ページの 28 番、地域連携事業の放課後こども教室の実施等の予算について、今年度から新しく始まった事業だと思うので、この金額ゼロから金額が上がることになると思うが、この内訳は委託料が全ての費用という理解でいいか。

【社会教育課長】

地域連携事業全体について、少し説明をさせていただきたい。

この事業については、別名では文科省でコミュニティ・スクール事業というのだが、その中に学校運営協議会に関する事業、コーディネーターに関する事業、地域学校協働活動に関する事業と3つ大きくあるうちの、これに関しては地域学校協働活動という事業である。この中に具体的な事業として、1つは放課後こども教室の実施、もう一つは学校の課題点を解決するために地域人材を活用した事業ということで、様々な学習支援だった

り、いろんな事業を行うものが含まれている。この資料は、6年度の当初予算と比較して約3,000万円が増えたという形だが、実際には今年度の6月補正予算でついているので、継続事業というような捉え方でいいかと思う。

大きく2つあるのだが、地域学校協働活動の主な内容として、1つは先ほど言った放課後こども教室、ここについては現在12月から市内の4つの小学校で開設した。具体名を挙げると、王子台小学校、間野台小学校、南志津小学校、志津小学校の4校である。この4校を開設した理由としては、6年度の当初に学童の待機学童がいた学校に対して開設した。実際には、学校の体育館とか校庭とか図書室等を活用してスポーツ、勉強、あとは体験活動などを行っているところである。まだ始まったばかりだが、2か月たち、現在4校で260名ほどが登録をしており、毎日たくさんの児童が通っている。学童保育所の待機数にすぐに貢献できているか、すぐに数字が出るものではないが、来年度の夏休み等々における活動支援になればということで動いている。

もう一つが、学校の課題点等について解決するための事業ということで、現在は希望する学校12校において活動をしている。具体的には学習支援や授業の補助、部活動の支援とか、あと環境美化活動というところで、これは学校が様々な協力者がふだんもいるのだけれども、それでもまだ課題点と考えているところをこちらに上げていただいて、それを解決するために地域人材を送り、解決を図っていく。具体的には、大学生や高校生、教員のOBの方たちに協力いただいている。活動している学校からは、人員不足の中で少しでも教員の負担軽減につながったとか、児童にとっても貴重な体験の機会が増えた等の感想はいただいている。こちらについても来年度も拡大ができるように、予算を要求して、来年度に向けた準備をしたい。

【委員1名より】

先ほど話があったように、15ページの68、やっぱり安全の確保なので、財政の問題もあると思うが、教育委員会から予算獲得をしたほうがいいと思うので、来年度に向けてまたよろしくお願いしたい。先生の働き方改革の問題もあるので。

先生方もしっかりされているが、遠くまで自転車で行っていたりすると、その間の危険もあるので、その辺も考えたほうがいいとは思う。

【学務課長】

子どもの安全安心というのは、一番大事なところだと思うので、意見を参考にしながら要望していきたい。

《議決結果》

可決

議案第2号 令和6年度佐倉市2月補正予算（教育委員会所管分）について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料の1ページ、2月補正予算の総括、表の太枠、2月補正額。教育委

員会所管に係る歳入予算は6億 1,094 万 1,000 円の増額、歳出予算は5億 1,651 万 3,000 円の増額となっている。

続いて、次のページ以降は歳入予算に係る資料となっており、主なものを説明する。なお、黒で四角く囲んでいる歳入が教育委員会の所管の歳入となる。

4 ページ。上段の5、教育費国庫補助金の1、小学校費補助金、4、学校施設環境改善交付金。こちらは、令和7年度に予定している小学校トイレ改修及び間野台小学校運動場改修工事で活用しようとするものである。こちらは、学校施設環境改善交付金が国の令和6年度補正予算で成立し、交付決定されたため、今回の2月補正予算で前倒し計上しようとするものである。

続いて、その下の2、中学校費補助金、3、学校施設環境改善交付金についても、小学校と同様に令和7年度で予定しているトイレ改修工事で活用しようとしている補助金について、今回の補正で前倒し計上をしようとするものである。

次に7 ページ。上段に教育費寄附金が1件ある。こちらは佐倉市へ寄附いただき、それを財源として各種事業を実施するふるさとまちづくり応援寄附金である。

続いて、9 ページ。中段の7、教育債に市債の増額が7件ある。こちらは令和7年度に予定していた各事業の財源とするものだが、国の補正予算が成立し、前倒しで国庫補助金が交付決定されたため、これと併せて充当しようとするものである。

続いて、歳出予算の主なものについて説明する。なお、黒で四角く囲っている歳出は市長部局所管の歳出となる。歳出予算については、10 ページから23 ページまで記載あるが、その多くが入札や事業の執行により事業費が確定したことで予算の執行残額を減額補正するものや、人件費のうち時間外勤務手当等の減額補正となっているものである。

増額補正している主な事業については、10 ページ。下段の2目事務局費、4、学校指導一般事務費の学校教育振興基金積立金 1,776 万 8,000 円、こちらがふるさとまちづくり応援寄附金を同基金へ積み立てるものである。

続いて、12 ページの3目学校建設費、1、小学校施設改築・改造事業 2億 2,419 万 1,000 円及びその下、2、小学校体育施設整備事業 5,107 万 3,000 円の増額補正。これらは歳入予算でも説明した事業だが、学校トイレの改修及び間野台小学校の運動場改修工事の国庫補助金を前倒し計上することから、歳出についても併せて計上するものである。

14 ページ。3目学校建設費、1、中学校施設改築・改造事業 2億 4,806 万 8,000 円の増額補正。こちらも歳入予算で説明した学校トイレの改修工事を前倒しで計上するものである。

続いて、25 ページ。繰越明許費の補正が小学校費で2件、中学校費で1件、合わせて3件ある。こちらは、それぞれ事業の完了時期が令和7年度になることから、令和7年度への繰越明許費として設定しようとするものである。

次に、26 ページに地方債の補正で追加が7件ある。追加については、先ほど歳入で説明した国庫補助金を活用する小中学校トイレ改修及び間野台小学

校運動場改修工事の財源とする市債で、前倒しで計上しようとするものである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

7 ページ、教育寄附金のふるさとまちづくり応援寄附金について、6,600 万あるが、指導課全体で使ってくださいとか、事業指定はあるか。

【教育総務課企画財務班長】

そちらの寄附金については、指導課の事業の中の食育の関係であったり、佐倉学推進に主に充当するような形での歳入となっている。

【委員 1 名より】

12 ページ、仮称の学校のあり方基本方針等策定支援業務委託料とある。具体的にどういう内容を委託しようとしているのか、教えてもらいたい。

【教育総務課長】

学校のあり方基本方針を令和 6 年度より懇話会を設置して、議論いただいている。その議論いただいた内容を方針として取りまとめるに当たって委託業者を選定して、策定業務に関しての、お子さんや保護者に対するアンケート調査の取りまとめとか、そのアンケート調査自体の実施とか、今後方針としてまとめていくに当たって、そういったものの取りまとめ等もその業者にやらせていくような形である。

【委員 1 名より】

16 ページ、幼稚園費の目について、説明のところに 9 の幼稚園利用費等給付事業が 560 万ついているが、扶助費としても項目があり、どんな事業か、どういうふうに使われたか教えていただきたい。

【教育総務課長】

こちらは、こども政策課の予算となっており、幼稚園とか保育園とかを利用される方々の補助に係るようなものかとは思いますが、こちらの所管のものではなく、同じ 9 款の教育費の中にも、こういったほかの所管の予算がどうしても入ってしまうようなつくりになっており、一応黒塗りにはしている。

《議決結果》

可決

（議案第 3 号から議案第 4 号までについては、類似の案件となるため、佐倉市教育委員会会議規則第 15 条第 2 項により一括での審議を行う。）

議案第 3 号 財産の取得について

議案第 4 号 財産の取得について

学務課長より上程議案の説明

内容：議案第 3 号 財産の取得について説明する。

本議案については、令和 7 年 4 月から小中学校で使用する指導者用デジタル教科書及び指導書並びに小学校用及び中学校用教科書を購入するものであ

る。

契約件名、小中学校教師用教科書・指導書購入（その１）において、有限会社村山書店と令和７年２月７日に仮契約しており、取得金額が２,０００万円を超えるため、議会の議決が必要となる。

内訳は、小学校教師用教科書 74 冊、小学校指導書及びデジタル教科書 247 冊、中学校教師用教科書 501 冊、中学校指導書及びデジタル教科書 477 冊となっている。

納入場所は、佐倉市教育委員会ほか 19 校となる。

納入期限については、令和 7 年 4 月 30 日としている。

続いて、議案第 4 号 財産の取得について説明する。

本議案については、令和 7 年 4 月からの小中学校で使用する指導者用デジタル教科書及び指導書並びに小学校用及び中学校用教科書を購入するものである。

契約件名、小中学校教師用教科書・指導書購入（その２）において、株式会社コラムと令和 7 年 2 月 7 日に仮契約をしており、取得金額が 2,000 万円を超えるため、議会の議決が必要となる。

内訳は、小学校教師用教科書 60 冊、小学校指導書及びデジタル教科書が 152 冊、中学校教師用教科書が 467 冊、中学校指導書及びデジタル教科書が 404 冊となっている。

納入場所は、上志津小学校ほか 12 校となる。

納入期限については、令和 7 年 4 月 30 日としている。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第 5 号 財産の取得について

指導課長より上程議案の説明

内容：本議案については、佐倉市立小中学校 34 校で使用する学校給食米の令和 7 年度分の購入に関するもので、議案として提出したものである。

契約の相手方は、千葉みらい農業協同組合で、今年度同様となっている。

取得に要する金額は、１キログラム当たり 500 円で、購入予定数量が 10 万 1,660 キログラムの 5,489 万 6,400 円となっている。

なお、本契約の履行期間は年度での契約となり、４月から 12 月末までの 9 か月分となっている。令和 8 年 1 月以降は、１月から 12 月までの 1 年契約を締結していく予定となっている。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第6号 佐倉市学校医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：本議案は、令和7年3月31日をもって佐倉市学校医の2年間の任期が満了することに伴い、印旛市郡医師会佐倉地区の推薦に基づいて新たに委嘱をしようとするものである。

1ページから2ページにあるのは、学校医委嘱候補者一覧。新任として、1ページ、22番、長岡理大先生と34番、山田英夫先生、2ページ、46番の松本文也先生の3名の推薦があった。委嘱校については、一覧表をもって代えさせていただく。

3ページには、委嘱状（案）を、4ページから7ページには佐倉市立小学校及び中学校管理規則、8ページからは佐倉市立幼稚園管理規則を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

学校医は医師会に全部推薦を依頼していると思うが、直接教育委員会からというのは今まであったか。

【指導課長】

学校医は医師会からの推薦ということで、直接私どもから伺うということはない。

【委員1名より】

いつも問題になっているのだが、耳鼻科とか眼科がかなり複数で、特に耳鼻科が、35番の先生がかなりたくさん持っている。教育委員会としては医師会に任せてあるので、この辺はどうしようもないというところか。

【指導課長】

かなりの学校数で、負担はかけてしまっているかなというところもあるが、医師会に推薦依頼をして、このような状況になっている。

【委員1名より】

なかなか医師会としてもどうしようもないもので、35番の先生にちょっと頑張ってもらうしかないなということで、少し気にはしているが、そういう状況である。

【委員1名より】

1つの学校に2人の先生がついている学校があるが、それは何か理由があるのか。

【指導課長】

例えば1ページの学校医の委嘱候補者名簿の中で何人かいるが、基本的には人数とかそういったものも加味しながら、あとはなかなかどうしても複数校で担当していただかないと回っていかないというところもある。基本的には医師会に推薦いただき、我々としては負担が大きいかなと感じながら、常々医師会と協議をしているところだが、現状このような状況にな

っている。

【委員 1 名より】

小中学校の児童数、生徒数も考えながらという意味か、複数校というのは。

【指導課長】

そうである。複数校になってもかなりの人数になってしまっている方もいるが、その医師の方に了解を得てということになっている。

《議決結果》

可決

議案第 7 号 佐倉市学校歯科医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：本議案は、令和 7 年 3 月 31 日をもって佐倉市学校歯科医の 2 年間の任期が満了することに伴い、印旛郡市歯科医師会佐倉地区の推薦に基づいて新たに委嘱をしようとするものである。

1 ページから 2 ページは、53 名の学校歯科医委嘱候補者一覧。新任として、1 ページ、15 番、坂本淳先生、2 ページ、48 番、松本文恵先生の 2 名の推薦があった。委嘱校については、一覧表をもって代えさせていただく。

3 ページには委嘱状（案）を、4 ページから 7 ページに佐倉市立小学校及び中学校管理規則、8 ページからは佐倉市立幼稚園管理規則を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第 8 号 佐倉市学校薬剤師の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：本議案は、令和 7 年 3 月 31 日をもって佐倉市学校薬剤師の 2 年間の任期が満了することに伴い、印旛郡市学校薬剤師会佐倉地区の推薦に基づいて新たに委嘱をしようとするものである。

1 ページは、学校薬剤師委嘱候補者一覧である。新任として、1 ページ、7 番の加藤雅先生の推薦をいただいている。委嘱校については、一覧表をもって代えさせていただく。

2 ページには委嘱状（案）を、3 ページから 6 ページに佐倉市立小学校及び中学校管理規則、7 ページから 9 ページに佐倉市立幼稚園管理規則を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第9号 佐倉市学校管理医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：本議案は、学校医の中から学校管理医を委嘱している。令和7年3月31日をもって2年の任期が満了することに伴い、印旛市郡医師会佐倉地区の推薦を受け、委嘱するものである。

学校管理医は、主に学校に勤務する職員の健康管理、健康の保持増進を図るための健康相談、安全衛生委員会の出席等をお願いしているものである。

1 ページにあるものは、委嘱候補者名簿である。今回27名の先生方を学校管理医として委嘱したいと考えている。

2 ページには、委嘱状（案）を、3 ページから4 ページには佐倉市学校管理医設置要綱を資料として添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

産業医ではない方がかなりいるが、特に教育委員会としては産業医としての要件を別につけないで、管理医として委嘱しているのか。

【指導課長】

規模が50名を達している学校が今のところなく、一番多いところで志津中学校だが、志津中学校でも50名を超えていないので、何名か産業医の資格を持っていたりしている方もいるが、そのような状況で委嘱している。

【委員1名より】

一般企業だと50名以上は必ずということなので、学校の場合は該当がないが、ただ産業医のほう望ましいという話にはなっている。それで、設置要綱の第4条が連絡協議会を設けるということで、産業医代表としてという文言がここで初めて出てくる。連絡協議会、今つくられていると思うが、学校管理医の中から産業医の代表として選任しているか。また、この連絡協議会は開かれているか。

【指導課保健給食班長】

3 ページ。学校管理医設置要綱の第4条に書かれている学校管理医連絡協議会については、年1回で毎年開催しており、産業医代表としては、現状としては学校管理医の先生に参加いただいている。産業医はということについては、ちょうど印旛市郡医師会佐倉地区に産業医の資格をお持ちの方がいらっしゃって、その先生のアドバイス等々をいただける状況で開催をしている。

【委員1名より】

医師会の議論の中で、学校医は産業医持っていたほうが管理としてはいいだろうという話になっているが、なかなか産業医をみんな持っていないことがあり、全部の学校管理医を産業医で置き換えてしまうと各学校に学校医がいなくなってしまうということになって、そこが頭の痛いところだ

が、教育委員会としては、50 名いかない場合は特に産業医の要件をつけなくてもいいと解釈してよろしいか。

【指導課長】

おっしゃるとおり、そのように考えている。

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（１）第３次佐倉教育ビジョン中期推進計画の改訂について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：佐倉教育ビジョン推進計画は、教育ビジョンで掲げる基本理念や基本施策等を推進、実現するため、教育ビジョンの施策体系に基づき個別具体的な教育施策を設定するものである。現在の中期推進計画は今年度からスタートし、令和９年度までの４年間を計画期間としているが、今回の改定については、新規事業の追加や事業内容の変更等に伴い行うものである。

配付しているＡ４の横判の資料。第３次佐倉教育ビジョン中期推進計画年次見直し一覧の１ページ。こちらには令和７年度からスタートする新規事業を３件掲載している。通し番号１－１、指導課所管の幼保小架け橋プログラム推進事業については、幼稚園、保育園と小学校の連携、円滑な接続ができるよう幼保小架け橋プログラムの作成を推進していく。

続いて、１－２、教育センター所管の多様な学びの相談事業は、学校に登校できない児童生徒の学習支援や教育相談などを行うとともに、不登校児童生徒の居場所づくりを行い、不登校支援を強化していく。

続いて、１－３、社会教育課所管の放課後こども教室の実施については、児童の安全な居場所を提供するために、対象校において放課後子ども教室を開設するものである。

続いて、裏面２ページ。事業内容の変更に伴い、文言修正を行おうとする事業が７事業ある。主なものを紹介する。通し番号２－１、理科・科学教育の推進については、これまで小学校理科実験支援員を２名配置していた方式から全校における理科・科学教育推進を目的として、理科主任会議や研修会の合同開催により、全職員のスキルアップを目標とした事業内容に変更するものである。

続いて、２－２、図書館学校連携事業は、電子書籍サービスの拡充を行うため修正を行うものである。

続いて、２－５、通学路の安全確保については、これまでの取組の中で行われてきた学校職員、スクールガードボランティア、教育委員会職員による巡回、見守りの連携を強化する事業内容へ変更するものである。

なお、民間事業者への委託は廃止することとなったが、市長部局の危機管理課を通じて民間事業者の見守り活動の協力を仰ぐほか、保護者や地域の方々から不審者情報の提供をいただくなど、引き続き多くの関係者の協力をいただきながら子どもたちの安全確保に努めていく。

続いて、2—6、図書館における生涯学習の推進では、今後は高校、大学を含め幅広い団体との連携を目指すことから、これまで市内高校に限定していた表現となっていた箇所の修正を図るものである。このほかの修正箇所についても、事業内容に合わせて適切な表現となるよう修正を図っている。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（2）令和7年度佐倉市教育施策について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：令和7年度の教育施策については、第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画及び令和7年度当初予算に基づき作成している。

配付資料の2、令和7年度佐倉市教育施策の主なポイントに沿って説明をする。

資料1の本文だが、令和6年度の施策について記載している5ページ以降には、令和6年度施策からの主な変更箇所にアンダーラインを引いてある。

資料1の本文、令和7年度佐倉市教育施策（案）の1ページ。中段の令和6年度施策の主な成果である。令和6年度は、第3次佐倉教育ビジョン推進計画の初年度として、令和9年度末の達成目標に向けて着実かつ効果的な事業展開と教育内容の充実に努めてきた。

令和6年度の施策として、第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画の重点事業のうち、特色のあるものや新たに取り組んだ事項などを四角い枠内に記載している。冒頭の資料2、この主なポイントに沿って、項目のみを申し上げる。

（4）、拡充として、市内各中学校で1部活動の土日祝日における部活動地域移行の実施。

続いて、2ページ。（8）、拡充として、小学校6校において水泳指導委託事業の実施。（10）、継続として、小学校2校、中学校4校において学校トイレの改修。（15）、拡充として、アイアイプロジェクト活動の推進及び小学校の通学路における緊急合同点検の実施。

続いて、3ページ。（17）、新規として、地域学校協働活動及び放課後こども教室の実施。（20）、継続として、第3子以降の給食費補助及び給食食材の購入による給食会計の支援。（23）、新規として、市内の県立高等学校・特別支援学校との連携事業の実施を記載している。

5ページ。令和7年度施策の特徴及び重点項目では、令和7年度施策の主な特徴として、ICTを活用した学習活動の実施など、より充実した学校教育の推進、②として学校施設の改修など、良好な学習環境の整備、③として不登校児童生徒の居場所の提供など、多様な学びの教育相談の充実、④、学校給食の食材購入支援など、教育に係る保護者の負担の軽減、⑤、放課後こども教室の開設など、地域連携事業の推進、⑥、公民館、図書館等における生涯学習の振興の6点を挙げた。

四角い枠の中、重点項目の主な事業について説明する。（1）、学力向上、学習内容の充実に取り組みますでは、③、ICTを活用した効果的な授業を

イメージできるよう、ICTを活用した授業実践をホームページにて公開する。

(2)、豊かな人間性を育む教育に取り組みますでは、③、拡充として部活動地域移行について各中学校1部活動の地域移行を継続するとともに、市内を6つの地区に縦割り、地区内の地域クラブと部活動の統合を実施するものである。

(3)、良好な学習環境を整備しますでは、①、継続として学校トイレの改修を継続し、学習環境の向上を図る。④、継続として(仮称)佐倉市におけるこれからの学校のあり方に係る基本方針の策定及び佐倉市教育施設長寿命化計画の改定を進め、児童生徒の減少等の教育課題がある中でも、本市の子どもたちの資質、能力の一層確実な育成を図るものである。

6ページ。(4)、地域に開かれた学校運営を行いますでは、④、拡充として地域学校協働活動として、学校、地域、家庭が連携して子どもたちの学びや成長を支える取組の促進を行うものである。

続いて、(5)、安心して学校に通える環境を提供しますでは、③、拡充として誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、新たにルームさくら臼井教室の設置や学校に多様な学びの相談員を配置するなど、不登校児童生徒に学びの場や居場所の提供を行うものである。④、継続として第3子以降の給食費補助や主食である米及びパンを公費で調達し、食材費が高騰する中でも給食費の値上げをせず、安定して給食を提供することができるよう引き続き支援を行うものである。

続いて、(6)、市民の生涯学習を推進しますでは、②、拡充として市内の県立高等学校や特別支援学校と連携し、生徒が活躍できる連携事業の充実を図るものである。

次の本文7ページからは、教育ビジョンに基づく施策の内容として個別具体的な内容が表記されている。新規や拡充事項なども記載しているが、先ほどの説明と重複していないものについて説明をする。

8ページ。四角の確かな学力の向上の⑦。令和7年度の研究モデル校につきまして、現時点の予定を記載している。

9ページ。⑧、拡充として市内幼稚園、保育施設と小学校で連続した指導ができるように幼保小架け橋プログラムの作成を進め、小学校への円滑な接続に向けて取り組むものである。

四角の教職員の指導の質の向上の③については、継続として令和7年度の中学校教科書の改訂に伴い、教師用の教科書、指導書の購入を行うものである。

12ページ。黒い四角の読書や芸術文化学習の支援、異文化理解の推進の②、小中学校と市立図書館の連携についての下から2番目の項目、新規として小中学校向けに電子書籍サービスの拡充を行う。

続いて、13ページ。四角の食育の推進、健やかな体の育成の①、児童生徒の体力向上に向けた取組の一番下の項目、民間プールと連携した水泳授業について、拡充として臼井小学校、印南小学校、間野台小学校、王子台小学校においても新たに実施する。

続いて、14 ページ。四角の学校の施設整備の推進について、令和 7 年度に執行する事業の予定を掲載している。

最後に、22 ページ。四角の社会教育施設の整備の推進について、令和 7 年度に執行する事業の予定を掲載している。

今後の予定だが、本日の協議においていただいた意見等を踏まえ、必要に応じて修正をして、次回 3 月の定例教育委員会会議において審議、議決をいただき、その後速やかに周知公表を行いたいと考えている。

《協議事項についての質疑概要省略》

(休憩)

協議事項（3）佐倉市教育委員会課内室設置規則の制定及び佐倉市教育委員会行政組織規則の一部改正について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料の 1 ページ。今回制定及び改正となる規則については、1 の対象例規と制定改廃の別にある（1）及び（2）の 2 つの規則となる。

2 の背景として、本市では生徒児童数の減少、多様な教育ニーズ等への対応方針として、これからの学校のあり方に係る基本方針の策定の準備を進めており、策定に当たっては文部科学省の定める適正規模の基準や施設の老朽化等への対応といったハード面からのアプローチと、佐倉ならではの特色ある教育施策の実施というソフト面からのアプローチが必要となっているところ、ソフト面での核がなく、佐倉で才能が開花するというブランドメッセージにふさわしい教育施策が少ない状況にある。

現在学校教育に係るソフト面での教育施策を主に担っているのは学務課、指導課、教育センターで指導主事を中心として実施しているところだが、教職員の働き方改革や教育ニーズの多様化などの教育課題が次々と顕在化し、その対応に追われている状況である。このような状況にある中、執行体制をさらに充実させるためには教育委員会全体の事業を整理し、優先すべき事業を総合的に判断する執行体制が必要と考えている。今回の規則の制定及び改正は、このような状況に対応するため、令和 7 年 4 月より教育総務課内に教育施策推進室を設置し、執行体制の充実を図ろうとするものである。

3 の対応方針だが、教育施策推進室を設置するため、佐倉市教育委員会課内室設置規則を制定し、それに伴い佐倉市教育委員会行政組織の関連条項の整理を行う。

4、今後の予定については、本日の定例会における協議の後、3 月 12 日開催予定の定例教育委員会会議に議案として上程し、令和 7 年 4 月 1 日に施行する予定。

資料の 2 ページから 4 ページまでは、制定文及び新旧対照表、5 ページから 19 ページまでは現行の佐倉市教育委員会行政組織規則を添付している。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（４）佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について
学務課長より上程協議題の説明

内容：今回の規則改正の１点目は、学期の区分変更について。佐倉市では、令和５年度より全ての学校において、評価における学期は２学期制を実施している。一方、学校教育法施行令第２９条の規定に基づく学期としては３学期制を維持しており、評価における学期の区分と異なる状況となっている。政令に基づく学期の区分を変更することにより、始業式等の学校行事について削減が可能となり、削減された時間を授業時数とできることから、評価における学期の区分と政令に基づく学期の区分を一致させる必要が生じている。

２点目は、長期休業等の期間について。夏季休業等の期間に関して、気象状況、学校行事等に合わせて学校ごとに柔軟に変更する必要があるところ、授業時数については法令に基づき適切に確保する必要があることから、夏季休業等の期間の変更に関する事務を見直し、事務の円滑化を図る必要がある。

３点目は、校務支援システムの変更により、学校における出退勤管理の方法が変更となった。システムの運用に伴い、職員の勤務状況はシステム内で把握可能となったため、整理を行おうとするものである。

資料の１ページが改正規則の文面。改正の内容としては、２学期制の導入に伴い必要となる所要の整理、職員の勤務状況に関する報告の制度を廃止及び所要の整理を行う。

資料の２ページから６ページは新旧対照表、７ページ以降は現行の規則となっている。

今後の予定については、本日の定例会において協議いただいた後、パブリックコメントを１５日間実施する。次回３月の定例会で議決いただけたら、令和７年４月１日から施行する予定である。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（５）佐倉市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について
佐倉図書館長より上程協議題の説明

内容：今回の改正案は、貸出期間の算定方法をより分かりやすく変更しようとするものである。

１ページ目。２番、背景だが、規則では個人貸出しを受けることのできる図書資料の貸出期間については、現在貸出期間に含まれる休館日等を除いた１５日間としている。１５日間の間という文言については、法令解釈上、以内という文言と同じと考える。

貸出期間から休館日を除く１５日以内という規定については、貸出期間内に月曜休館と第１火曜日の休館、年末年始等の休館が含まれると貸出可能な日数の算定が複雑となることから、利用者にとってより分かりやすい貸出期間の設定が必要となっている。

また、貸出期間から休館日を除くという規定は他市と異なっている。他市については、貸出期間の算定から休館日等を除くことを行っていない。貸出

期間については、他市と同様の期間とすることが他市との図書資料の貸し借り、いわゆる相互貸借上も望ましい形となる。そこで、今回提示する改正案で休館日の記述を取り払った15日以内とし、貸出期間の始まりと終わりを明確にし、貸出事務の効率化を図ろうとするものとなる。

3、対応方針について、1は貸出期間が末日の休館日の場合は、休館日の翌日を貸出期間の末日とすることを明記するものである。

2、貸出期間の起算日については、貸出期間を受けた日から起算することを明記するものである。

3、貸出期間の延長については、貸出期間の末日から起算して15日を限度に延長できることとするものである。

4は、教育委員会が必要と認めた場合は、貸出期間や延長期間を変更できることとするものである。

5は、電子書籍や団体貸出しについても、貸出期間を明確化するための所定の整理を行おうとするものである。

6は、団体貸出しの様式について、形式や文言の整理を行おうとするものである。

4、改正予定について、本日の協議の後、意見公募手続を実施し、来月12日の教育委員会議で議案として上程し、議決をいただきたいと考えている。新年度の4月1日から施行する予定である。

続いて、2ページから5ページ。規則の改正案である。2ページの左側、改正後。第9条、第2項において貸出期間の起算日について、第3項において貸出期間の延長について、第4項について貸出期間の末日が休館日の場合の取扱いについて、第5項において教育委員会が必要と認めた場合の変更規定について、第9条の2、第3項において電子書籍の貸出期間の起算日について、第4項において電子書籍の貸出期間の延長について、第5項において電子書籍について教育委員会が必要と認めた場合の変更規定について。

続いて、3ページ。第10条において団体貸出しの申込書の題名について、第11条において団体貸出しの貸出期間の起算日について改正を行おうとするものである。

4ページ、5ページは、団体貸出しに関する様式の変更。4ページは、様式の一番下にある個人情報の記述を、次の5ページでは自治体の運用に合わせて、下段にある代表者の部分を担当者に変更しようとするものである。

6ページからは、現在の規則となっている。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言